

西播磨水道企業団入札参加者審査委員会要綱

(平成19年6月25日訓令第9号)

改正 平成21年3月27日訓令第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西播磨水道企業団の契約に関する規程(昭和48年管理規程第25号。以下「契約規程」という。)第2条及び第16条に規定する一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格又は契約規程第15条に規定する指名競争入札の参加者の指名等を行うため入札参加者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、その審査委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格に関すること。
- (2) 指名競争入札の工事に係る入札参加者の選定に関すること。
- (3) 契約事務に係る重要事項に関すること。
- (4) その他企業長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、水道部長をもって充てる。

3 委員は、参事、課長、所長、主幹及び財政主管課の契約事務担当職員をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(持ち回り審議)

第6条 審査委員会は、その審議事項について急施を要するため、委員長において審査委員会を開く暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 審査委員会に出席した者は、議事の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、財政主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
(西播磨水道企業団入札参加指名委員会要綱の廃止)
- 2 西播磨水道企業団入札参加指名委員会要綱(平成14年訓令第2号)は、廃止する。
附 則(平成21年3月27日訓令第18号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。